

農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する計画

井手町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 井手町全域

(1) 現況

本地域は、東部に急峻な山地が連なり、西部木津川沿岸には平地が開けている。農用地の大部分は水田であり、米を中心に筍、果樹、茶等の生産が行われている。今後とも農業振興を図るためには、農道・農業用用排水路等を適切に保全管理することが必要である。

また、本地域では、近年、水の浄化機能や動植物の生息地としての機能回復が求められており、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の發揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	井手町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

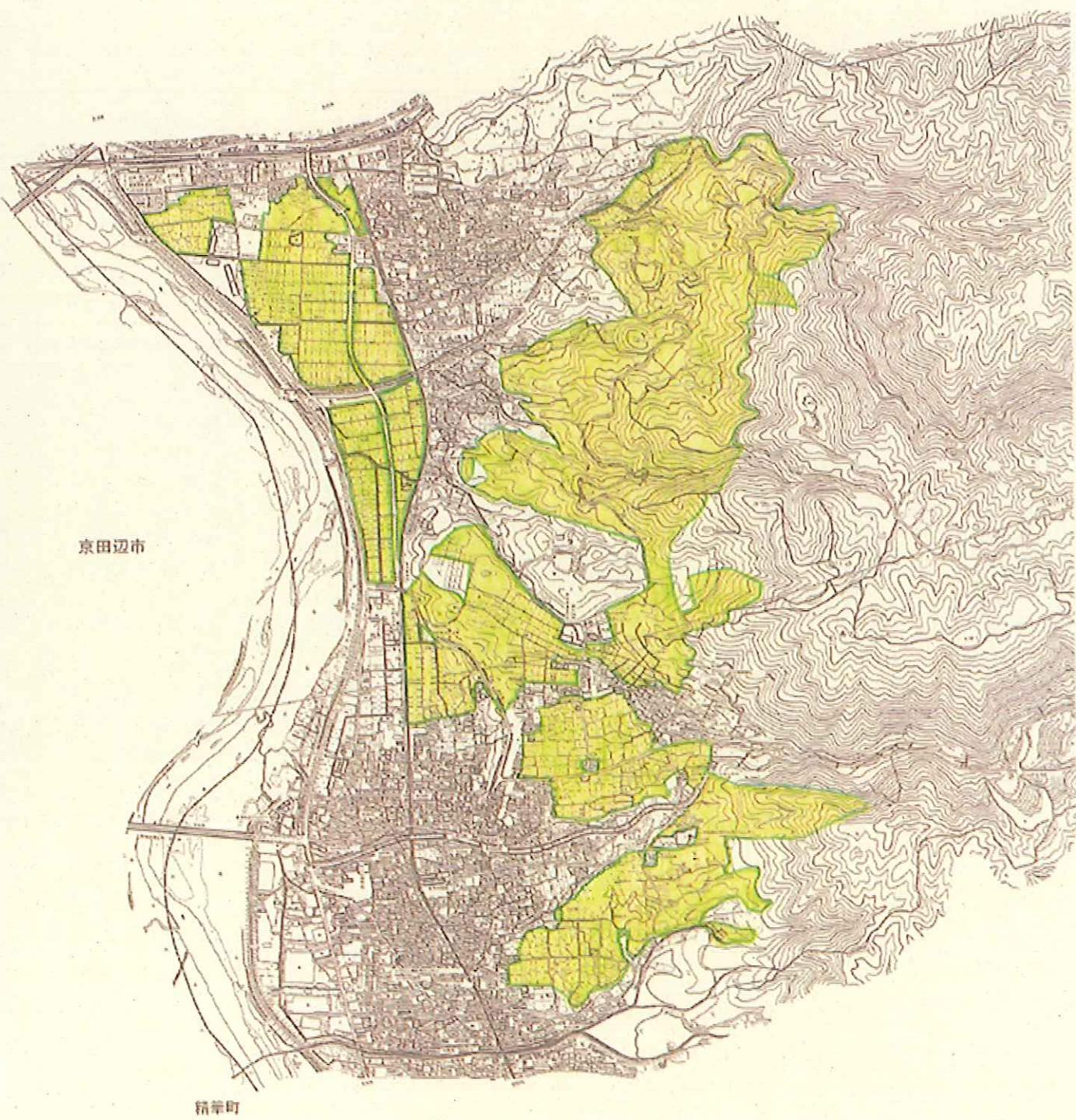
設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

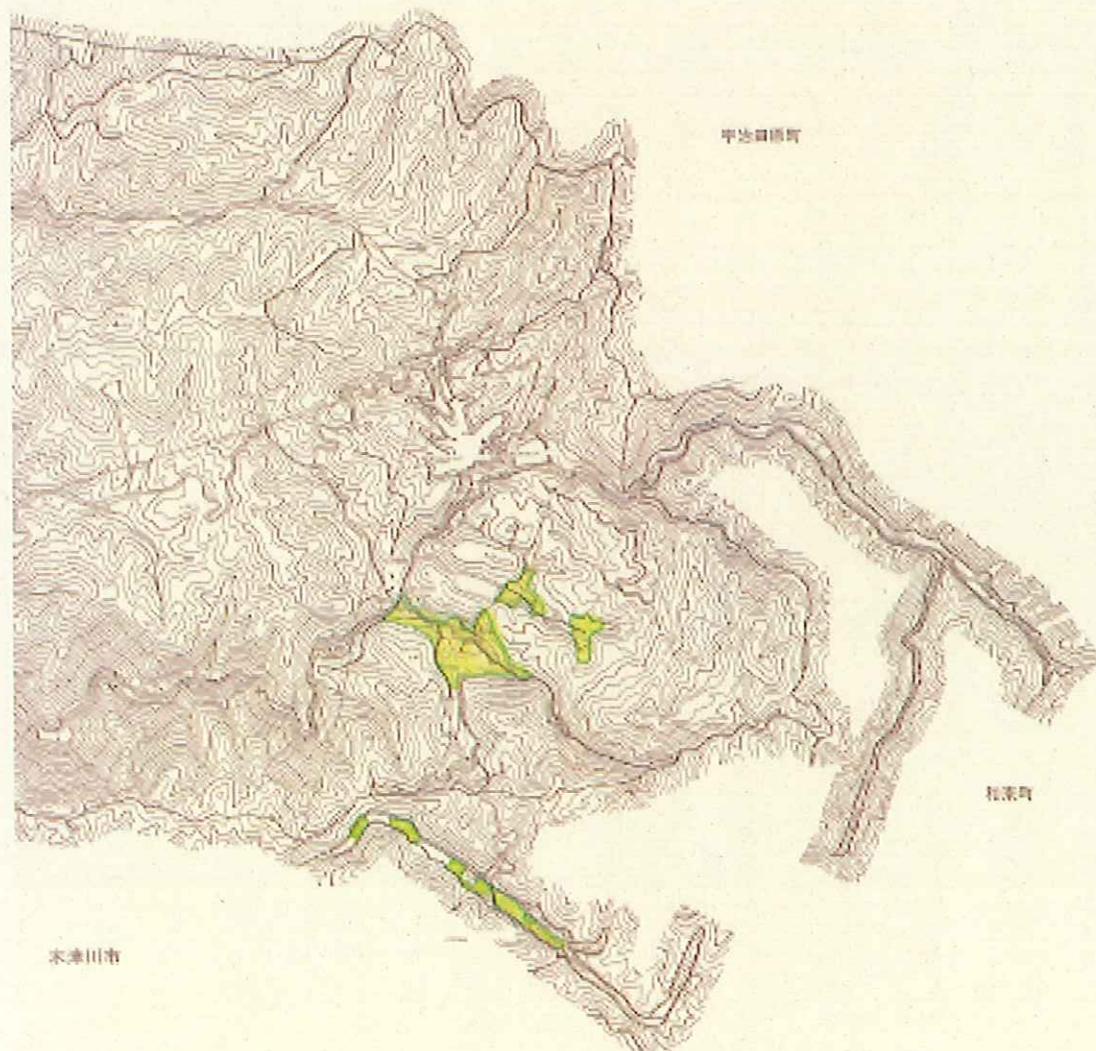
特になし

促進計画区域図①

城陽市



促進計画区域図②



1号事業、3号事業の区域